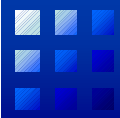


旭川市地域公共交通総合連携計画の方向性について





連携計画策定の事項

1. 地域公共交通の活性化及び

再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

★ 基本理念

★ 基本方針

2. 計画の区域

3. 計画の目標

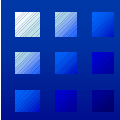
★ 基本方針

4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

★ 各種事業

5. 計画期間

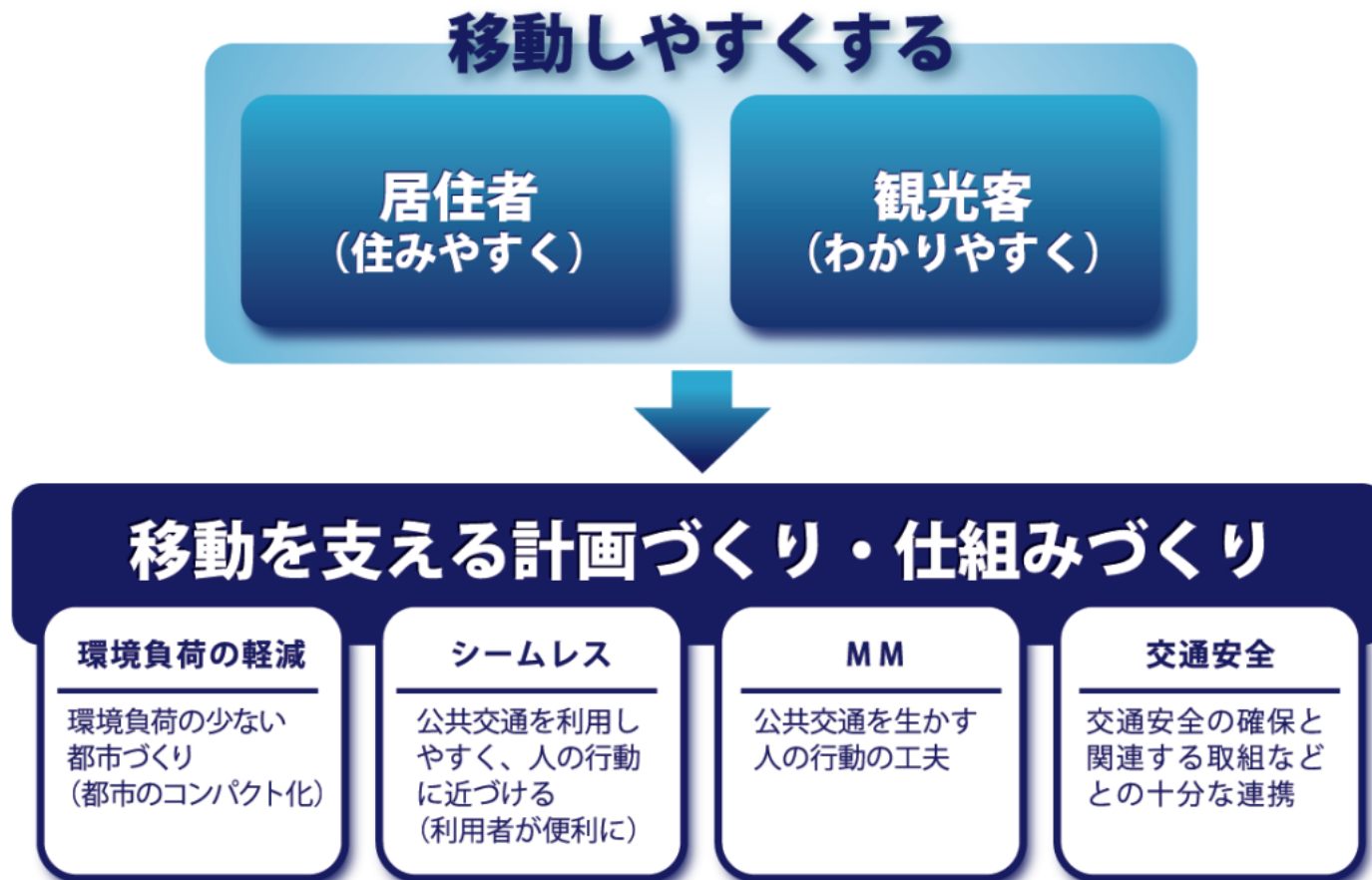
6. その他計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

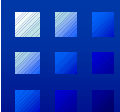


1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

★ 基本理念 ※グランドデザインの「計画理念」に該当

「住んで」よし「訪れて」よしの街と交通をつくる



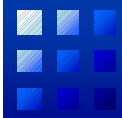


1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

★ 基本方針

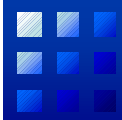
基本方針	基本方針に基づく目指すべき姿
【基本方針①】 公共交通を活かす集約型の都市づくりを推進	需要の多い区間における基幹路線の設計など、バス交通の主なターゲットとなりえる市民やその利用目的に考慮し、バス交通の利便性の向上を図り、バス利用者の増大を図る。
【基本方針②】 日常生活を支える公共交通の利便性向上	住宅地や農村地において、デマンド型交通等を実施し、生活交通の維持・確保に関わる施策を展開する。
【基本方針③】 住民目線・利用者視点が反映される公共交通	自動車の分担率が高く、一方、公共交通の分担率は低い状況であることから、公共交通の利用促進策（モビリティ・マネジメント）を展開し、過度な自動車利用の抑制を図る。
【基本方針④】 誰にでも使いやすく、わかりやすく、安全な公共交通	公共交通の利用拡大を目指し、公共交通情報を積極的に発信する環境整備を実施する。さらに、高齢者・障がい者・乳幼児・児童生徒等の移動についても確保するために、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れ、公共交通を取り巻く周辺環境の整備を実施する。
【基本方針⑤】 観光で巡りやすい交通環境	観光客が公共交通を利用して観光しやすくなるように、主要観光拠点や交通結節点までへのアクセス向上を図るとともに、バス事業者間共通の乗車券等についても検討等を実施し、観光客の本市における足の確保を行う。

※グランドデザインの「施策目標」に該当



2. 計画の区域

計画の区域は、北海道旭川市全域とする。



3. 計画の目標

目標1：路線バス利用者数の維持

目標となる指標：路線バス利用者数

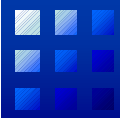
路線バス利用者数	
現状(平成 23 年度)	目標(平成 34 年度)
1,340 万人	1,320 万人

目標2：交通不便地域人口割合の減少

目標となる指標：交通空白地域内の人口割合

交通不便地域人口割合	
現状(平成 23 年度)	目標(平成 34 年度)
18.9%	10%以下

※ランドデザインの「目標値の設定」に該当



4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

※地域協働推進事業 に該当する取組みを事業としてピックアップ

事業1：路線バスの系統番号の統一・色分けによるバス路線の階層化(BRT)の検討

事業内容／実施主体／実施期間 について明記

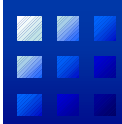
事業2：「公共交通マップ」の作成, 全戸配布

→ 目的別路線図(病院・集客施設), オーダーメイド時刻表

事業内容／実施主体／実施期間 について明記

事業3：各種モビリティ・マネジメントの実施

事業内容／実施主体／実施期間 について明記



4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

事業4:デマンド交通と商店街の連携

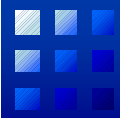
事業内容／実施主体／実施期間 について明記

事業5:医療機関, 商業施設でのバス時刻表の掲示

事業内容／実施主体／実施期間 について明記

事業6:バスの乗り方出前講座

事業内容／実施主体／実施期間 について明記



5. 計画期間

この計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とします。

■基本計画期間

平成25年度から平成28年度までの4年間を基本計画期間

■長期計画期間

平成29年度から平成34年度までの6年間を長期計画期間